

U-11 埼玉 Sリーグ規約

第1章 総則

第1条（名称）

この団体はU-11 埼玉 Sリーグ（以下「Sリーグ」）と称する。

第2条（事務所）

この団体の事務所は会長指定の場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この団体は（公財）埼玉県サッカー協会の指導のもと、加盟チーム相互の連絡調整を図り、ジュニアサッカーの強化、育成、普及及び振興を図るとともにサッカー／スポーツを通じて相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条（事業）

この団体は前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) ジュニアサッカー競技会の開催に関すること。
- (2) ジュニアサッカー組織の育成に関すること。
- (3) ジュニアサッカーの強化、育成及び普及に関する各種事業を行うこと。
- (4) ジュニアサッカーの情報の収集及び関係機関への情報の提供に関すること。
- (5) ジュニアサッカーに関する正式記録の作成及び保存に関すること。
- (6) その他、当団体の目的達成に必要な事業。

第3章 組織

第5条（組織）

1. この団体は原則として、（公財）日本サッカー協会の第4種登録チームで構成される。
2. 加盟チームは第3条の目的に賛同し、第4条の事業を達成できる条件を備えたチームでなければならない。

第4章 役員

第6条（役員）

この団体には次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1～2名
- (5) 理事若干名
- (6) 監事 1～2名

第7条（会長及び副会長）

1. 会長及び副会長は、理事の互選で決まる。
2. 会長はこの団体を代表し、事業を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は欠けたときはその職務を代行する。

第8条（理事）

理事は総会で推挙される。

- (1) 総会の承認を得た加盟チームの代表者（実務代行者含む）
- (2) 前項第1号に規定する理事に事故ある時は、他の理事がその職務を代理する。
- (3) 会長は第1項の規定による理事の他理事会の承認を得て学識経験者の中から理事若干名を委嘱することができる。
- (4) 理事は理事会を構成し、事業を執行する。

第9条 第9条（特任理事）

この団体に、会長は理事会の承認を得て、特任理事（特別な任務を有する者）若干名を委嘱することができる。

第10条 第10条（理事長及び副理事長）

1. 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
2. 理事長は理事会の議決にもとづき、会務を総理する。
3. 副理事長は理事を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。

第11条（監事）

1. 監事は理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
2. 監事は各会計年度末に会計と事業が適切に行われているかを監査し、その結果を理事会に報告しなければならない。
3. 監事はその他役職を兼ねる事は出来ない。

第12条（任期）

1. 理事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 理事はその任期満了後の後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

第13条（役員の解任）

この団体の役員がその加盟チームを離れた場合又は役員としてふさわしくない行為があった場合は、理事会の議決を得て解任されるものとする。

第5章 顧問及び参与

第14条（顧問及び参与）

1. この団体に理事会の推薦に基づき、顧問及び参与を置くことができる。
2. 顧問は会長の諮問に応じ、参与は理事長の諮問に応ずるものとする。

第6章 会議

第15条（総会）

1. 総会はこの団体の最高決議機関で、加盟チーム代表者、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成する。
2. 副理事長、理事及び監事をもって構成する。
3. 総会は会長が招集し、その議長となる。
4. 総会は年1回とする。ただし、会長が必要と認めたとき、又は3分の1以上の加盟チーム代表者が会議開催の理由を示して会長に請求したときは、会長は臨時に総会を招集しなければならない。

第16条（議決事項）

総会は次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 毎年度の事業計画及び予算
- (2) 毎年度の事業報告及び決算
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他この団体の業務に関する重要な事項

第17条（会議の成立）

総会は加盟チーム総数の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし

あらかじめ書面をもって決し、委任したものは出席者とみなす。

第18条（議決）

総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決める。

第19条（理事会）

1. 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び理事で構成する。
2. 会長は必要に応じて理事会を開催する事ができる。
3. 理事会は総会に提出する事項、並びに事業の推進上必要と認められる事項、及び緊急を要する事項を審議し執行する。
4. 第17条及び18条の規定は理事会の会議について準用する。

第20条（専門委員会）

1. 会長は必要に応じて理事会の下に、専門委員会を設けることができる。
2. 専門委員会の委員及び構成、事業内容等は別に細則で定めるものとする。

第7章 会計等

第21条

この団体の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 入会金
- (2) 年会費
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金

(5) その他の収入

第22条（会計年度）

この団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更並びに解散

第23条（規約の変更）

規約は加盟チーム総数の3分の2以上の同意を得なければ、これを変更することができない。

第24条（解散）

この団体は加盟チーム総数の4分の3以上の同意を得なければこれを解散することができない。

第9章 補則

第25条

この規約の執行についての必要な事項は、理事会の議決を得て定める

付則

この規約は令和2年8月1日から執行する。